鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱

制定　平成２７年９月２日付第２０１５０００８０６００号
最終改正　令和８年１０月２９日付第２０２６００１８３７６８号
鳥　取　県　福　祉　保　健　部　長　通　知

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する事業を支援することにより、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、平成２６年９月１２日付老発０９１２第１号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づいて行う別表１の第２欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第３欄に掲げる者及び別表２の第２欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第３欄に掲げる者に対し本補助金の額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、次により算定した額以下とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）補助事業にあっては、総事業費から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額、当該補助事業に要する別表１の第４欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「実支出額」という。）と同表の第５欄に掲げる額を比較していずれか低い額に同表の第６欄に定める率を乗じて得た額とする。

（２）間接補助事業にあっては、総事業費から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額、当該間接補助事業に要する別表２の第４欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「間接実支出額」という。）と同表の第５欄に掲げる額を比較していずれか低い額に同表の第６欄に定める率を乗じて得た額とする。

３　鳥取県産業振興条例（平成２３年鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業及び間接補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（流用の禁止）

第４条　別表１の第２欄及び別表２の第２欄に掲げるそれぞれの事業の間においては、経費の流用をしてはならない。

（交付申請の時期等）

第５条　本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、別表１の第８欄及び別表２の第８欄に掲げるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第３条第２項の規定にかかわらず、実支出額及び間接実支出額に代わり仕入控除税額を含む補助対象経費及び間接補助対象経費の額から寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を用いて算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第６条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第４号によるものとする。

３　知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第７条　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第３条第１項に規定する間接補助金（以下、単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第１２条（第４項を除く。）、第１３条から第１４条まで、第１６条第２項後段、第１７条、第２５条及び第２６条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第２号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第３号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第８条　規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、次の表のとおりとする。

別表１及び別表２ 介護施設等の整備に関する事業	本補助金の増額及び２割を超える減額以外の変更
別表１ 介護従事者の確保に関する事業	本補助金の増額以外の変更

２　第６条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第９条　補助事業者は、第７条の規定により付した規則第１２条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第２号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

２　第６条第１項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

３　補助事業者は、第１項に規定する条件に基づき、規則第１２条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の別に定める変更を定めるに当たっては、交付決定額の増額及び２割を超える減額の変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（遂行状況報告）

第１０条　本補助金の事業遂行状況報告については、様式第５号により毎年度１２月末現在の状況を翌月１０日までに知事に報告しなければならない。

２　前項の事業は、別表１の第７欄及び別表２の第７欄に〇印を付したものとする。

（指示等の報告）

第１１条　補助事業者は、第７条の規定により付した規則第１３条又は第１６条第２項後段の規定に準じた内容の条件に基づき間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第１２条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第１７条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業及び間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日

（２）規則第１７条第１項第３号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月３０日

２　規則第１７条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、別表１の第９欄及び別表２の第９欄に掲げるものとする。

３　規則第１７条第３項の報告書は、様式第６号によるものとする。

４　補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額及び間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

５ 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第７号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第１３条　補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（処分を制限する財産等）

第１４条　規則第２５条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

２　規則第２５条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は３０万円以上）の機械及び器具

（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

３　第６条第１項の規定は、規則第２５条第２項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）
第１５条　補助事業者は、第７条の規定により付した規則第２５条第２項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
２　第６条第１項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
３　補助事業者は、第１項に規定する条件に基づき、規則第２５条第２項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
４　補助事業者は、第１項に規定する条件に基づき、規則第２５条第２項第４号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
（１）　取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具
（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（財産の処分に係る補助金の返還）
第１６条　補助事業者が規則第 25 条第２項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（間接的な財産の処分に係る補助金の返還）
第１７条　補助事業者が前条第１項の規定に基づき、財産の処分の承認をしようとする場合において、知事が補助事業者に対し、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより間接補助事業者が得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（収益納付）
第１８条　補助事業者は、補助事業及び間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、第１４条第１項に規定する期間後に処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から１か月以内に知事にその旨を報告しなければならない。
２　前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）
第１９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則
１　この要綱は、平成２７年９月２日から施行し、平成２７年度事業から適用する。
２　平成２７年７月１日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、平成２７年７月７日に策定した医療介護総合確保推進法に基づく鳥取県計画（以下「計画」という。）において実施することが計画されている事業、知事が認める事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。

附 則
この要綱は、平成２８年４月１０日から施行し、平成２８年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年６月２１日から施行し、平成２８年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月５日から施行し、平成２９年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年６月４日から施行し、平成３０年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年７月１８日から施行し、平成３０年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１６日から施行し、平成３０年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月２６日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年７月６日から施行し、令和２年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月４日から施行し、令和２年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月２６日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月２９日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年８月３日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１２日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１２月２２日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年３月３０日から施行し、令和４年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１９日から施行し、令和５年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年５月１日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月５日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年５月２０日から施行し、令和７年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年１１月１８日から施行し、令和７年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年５月１１日から施行し、令和８年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月５日から施行し、令和８年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２９日から施行し、令和８年度事業から適用する。